

○防衛省告示第二百三十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条並びに第四条第二項及び第七項の規定に基づき、防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

防衛大臣 中谷 元

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する告示

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十九

年防衛省告示第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに防衛大臣及び他の行政機関又は行政機関の長が所管する公益法人に係る防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十九年内閣府令第六号)に基づく手続等」を削る。

第四条第二項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。